

花巻市の奨学金制度 の紹介

令和7年度の奨学生を募集しています！



花巻市では、学ぶ意欲のある学生を応援するため、無利子で奨学金の貸与を行っています。奨学金には次の2種類があります。

	1. 花巻市奨学金	2. はなまき夢応援奨学金
対象者	保護者の住所が花巻市内にある方（または市内の児童養護施設に入所していた方）で、世帯収入が基準額以下の方	保護者の住所が花巻市内にある方で、次のいずれかに該当する方 ・生活保護世帯の方 ・児童養護施設に入所していた方（※） ・特別支援学校高等部に在籍していた方 ・日本学生支援機構給付奨学金に採択された方 ・日本学生支援機構給付奨学金の収入要件を満たす方 ※市内の児童養護施設に入所している場合、保護者の住所が市外でも可
貸与額	高校生等…月額1万5千円以内 大学生等…月額3万円以内	月額3万円以内
貸付利率	無利子	無利子
返還方法	貸与終了後、15年以内に全額返還	貸与終了後、10年以上15年以内に全額返還 ※ただし、花巻市に住所を有している期間は返還免除

「花巻市奨学金」には4つの返還補助制度があります。

- ①ふるさと保育士確保事業補助金
- ②ふるさと奨学生定着事業補助金
- ③介護人材確保事業補助金
- ④周産期医療確保対策事業費補助金

★詳しくは中面をご覧ください

お問い合わせ先

花巻市教育委員会学務管理課 学務係
〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地
TEL 0198-41-3144 FAX 0198-45-1321

1.花巻市奨学金（返還型）

対象となる方

- 次のすべてを満たす方が対象となります。
- [1] 保護者が花巻市に住所を有していること（または市内の児童養護施設に入所していること）
- [2] 令和7年4月以降に高等学校以上の学校に在籍すること
- [3] 世帯の前年の収入が基準額以下であること
- ※基準額は世帯人員によって変わります。詳細は要項別紙をご覧ください。

貸与額

- [学資金] 高校生等...月額1万5千円以内、大学生等...月額3万円以内
- [入学一時金]これから入学する者で、学資金の貸与を受ける方のうち希望者...10万円以内（初回のみ）

貸与日

- 毎月15日に奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。
- ※4月の貸与のみ、4月末日の振り込みとなります。

貸与期間

- 奨学生採用時～正規の修学期間
- <例>4年制大学→4年間、2年制短期大学→2年間
- ※休学期間等は貸与できません。

募集人数

- 高校生等:10名程度
- 大学生等:40名程度
- ※応募状況や選考の結果により多少変わる場合があります。

返還方法

- 貸与終了後15年以内に、年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で全額返還

申請期間

申請は 令和7年2月28日 まで
【花巻市教育委員会学務管理課へ持参】

★花巻市奨学金には、次の4つの返還補助制度があります！★

～該当する方に奨学金の返還月額の半額を補助します～

ふるさと保育士確保事業補助金

市内の認可保育所等（公立を除く認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園）に児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士として勤務している方

ふるさと奨学生定着事業補助金

大学等（短期大学、専門学校等含む）を卒業して、市内に住所を有している方
※大学等の所在地は問いません

介護人材確保事業補助金

対象になるのは、次のすべての要件に当てはまる方です。

- ① 奨学金の返還期限を5年以上としている方
- ② 新卒で、市内の対象となる介護事業所など（※1）に週30時間以上勤務する職員として採用された方
- ③ 対象資格（※2）に基づく業務に5年以上継続して従事する予定の方（補助期間は最大60か月間）
- ④ 奨学金の返還について、ほかの制度による補助を受けていない方

※1 対象となる事業所

特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、
小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、
特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム

※2 対象となる資格

介護福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

周産期医療確保対策事業費補助金

市内の産科医療機関に1週間のうち3日以上勤務し、かつ1年間以上勤務することを条件に就職した産科医師の方または同一の産科医療機関に3年以上勤務する意思があり市内の産科医療機関に就職した助産師・看護師の方

（産科医師は就職した日から起算して1年以内の方。助産師または看護師は就職後2か月以上1年以内の方。ただし、花巻・北上・遠野市及び西和賀町内の産科医療機関で産科医師、助産師または看護師として産科に勤務していた場合は、退職後3か月を経過していること。看護師は、産科医療機関で1年以上看護経験をしていること）

上記に加え、共通して必要となる要件

- ・前年度の市税（市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）に滞納がないこと
- ・3か月以内に市奨学金返還金の滞納がないこと

4つのうちいずれかの補助金の利用を希望する方は、花巻市奨学金の貸与申請の書類と一緒に「花巻市奨学金返還補助金申込書」を提出してください



2. はなまき夢応援奨学金(返還免除型)

次のいずれかに該当する方の大学等への就学を応援するための奨学金です。

- ・生活保護世帯の方
- ・児童養護施設に入所している方
- ・特別支援学校高等部に在籍している方
- ・日本学生支援機構給付奨学金に採択された方
- ・日本学生支援機構給付奨学金の収入要件を満たす方

対象者

次のすべてに当てはまる方が対象となります。

1. 卒業後、花巻市に居住する意志があること

2. 保護者が花巻市に住所を有していること
または花巻市内の児童養護施設に入所していること

3. 令和7年度に大学等に入学者・在学予定であること
・令和6年度に高等学校または特別支援学校高等部を卒業
・令和7年度に大学・短期大学・専修学校専門課程・高等専門学校(実際の貸与は第4学年から第5学年のとき)等へ入学

4. 次のいずれかに該当すること
ア 生活保護世帯
イ 児童養護施設入所者(市内施設、または市外施設で保護者の住所が市内)
ウ 特別支援学校高等部在籍者
エ 日本学生支援機構給付奨学金採択者
オ 日本学生支援機構給付奨学金の収入要件を満たす

貸与額

[学資金] 月額 3万円以内

貸与日

毎月15日に奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。
※4月の貸与のみ、4月末日の振り込みとなります。

貸与期間

奨学生採用時～正規の修学期間

＜例＞4年制大学→4年間、2年制短期大学→2年間 ※休学期間等は貸与できません。

返還免除

返還期間中に花巻市に住所を有していれば、返還の必要はありません。
ただし、期間中に市外に転出した場合は返還が必要となります。

1、2のどちらの奨学金も、申請書類は次の方法で入手できます。



花巻市役所窓口

- ・花巻市教育委員会学務管理課(石鳥谷総合支所2階)
- ・本庁市民登録課
- ・大迫・東和総合支所市民サービス課

花巻市ホームページからダウンロード

URL <http://www.city.hanamaki.iwate.jp/>
トップページ＞子育て・教育＞教育委員会＞奨学金制度
＞令和7年度花巻市奨学生新規募集のお知らせ
または＞令和7年度はなまき夢応援奨学金奨学生募集のお知らせ

申請期間

申請は 令和7年2月28日 まで
【花巻市教育委員会学務管理課へ持参】